

入札説明書

- 1 入札番号 第 1 号
- 2 契約件名 令和8年度 いわき地区公用自動車の点検等業務
- 3 入札公告日 令和8年7月6日(月)
- 4 入札開始日・締切及び開札日時

- (1) 電子調達システムにより参加する場合
令和8年8月3日(月) 9時00分開始
令和8年8月5日(水) 14時00分締切
- (2) 紙入札方式により参加する場合
令和8年8月5日(水) 13時50分開始
令和8年8月5日(水) 14時00分締切
- (3) 開札日時
令和8年8月5日(水) 14時01分開札

郵便入札を認めます。ただし、郵送(書留郵便に限る。)による受付期限は、令和8年8月4日(火)16時00分までに到着したものに限る。なお、開札の結果、不落となった場合、再度の入札を引き続き行うので、郵便による入札者は再度の入札に参加することができない。

- 5 入札会場 磐城森林管理署2階入札室
- 6 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- 7 事前提出書類
 - 1 全省庁統一資格 資格審査結果通知書(写)
 - 2 提案書(配付資料10)
 - (1) 提案書(表紙)
 - (2) 自動車分解整備工場一覧
 - (3) 参考資料「車両陸送費用及び代車費用に関する情報提供」

8 事前提出書類の提出期限及び提出先

- 1 電子調達システムによる入札参加
令和8年7月29日(水) 16時00分まで
(ただし、電子調達システムのメンテナンス期間を除く)
- 2 紙入札方式による入札参加
令和8年7月27日(月) 16時00分まで
(ただし、行政機関の休日を除く)
- 3 提出先(※紙入札方式による入札参加の場合)
〒979-0201
福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1
磐城森林管理署 総務グループ 経理担当
連絡先: 0246-66-1234
mailでの提出: ks_iwaki_postmaster@maff.go.jp

- 9 配付資料
- 1 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(関東森林管理局ホームページからダウンロードし熟知すること。)
 - 2 「業務請負単価契約書(案)」
 - 3 別紙1「公用自動車の点検等業務仕様書」
 - 4 別紙2「単価表」
 - 5 別紙3「令和8年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表
(いわき地区)」
 - 6 別紙4「発注書」
 - 7 別紙5「追加整備発注書」
 - 8 「入札書」、「入札書別紙内訳書」※1
 - 9 「委任状」
 - 10 「提案書」
 - 11 「紙入札方式参加承諾願」※2

※1 入札に際しては、入札書に単価及び金額を記入した内訳書を添付することとし、必ず入札金額と内訳書の内容を一致させること。

一致しない入札は「無効」となる。

※2 紙入札方式により参加を希望される場合は、別途「紙入札方式参加承諾願」の様式を、磐城森林管理署 総務グループ 経理担当へ問い合わせのうえ、取得し、事前提出書類と共に提出すること。

別紙 1

公用自動車の点検等業務仕様書

1 対象物品

対象物品は、別紙3「令和8年度 自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表（いわき地区）」（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

車体検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、請負者は点検を実施した結果、予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 請負者は、契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両引渡場所より車両を引き取り、発注書に定める点検・検査等を実施のうえ、納車場所に返還するものとする。

(2) 発注書並びに単価表における項目の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ スチーム洗浄とは、車体、エンジンルーム及び下まわりの温水による高圧洗浄機での清掃をいう。

カ 下回り塗装とは、シャーシ等に施す錆止め塗装である。

キ 車内及び外回り洗浄とは、車内の粉じん等ゴミの除去、マットの清掃、樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除、外回りの洗浄及び拭き掃除、ボディへのワックス掛けの作業をいう。

ク 車両陸送とは、車両引渡場所から自動車分解整備事業場までの引き取り及び自動車分解整備事業場から車両引渡場所までの納車の作業をいう。

ケ 代車とは、点検等の期間中、臨時的に別の自動車を配備することである。
なお、代車の配備に当たっては、任意保険（対人及び対物保険）に加入している車両であること。

コ 追加発注

上記以外の業務について、契約担当職員は請負者に依頼できるものとする。

3 その他

請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

以上

別紙2

単 価 表 (いわき地区)

件 名 (項目)		数量	単位	単価	金 額
自動車重量税	検査対象軽自動車(自家用)2年 エコカー	2	台	5,000	10,000
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量1.5トンまで 2年 減免適用なし (エコカー外)	6	台	24,600	147,600
自動車重量税	乗用自動車(自家用) 車両重量2トンまで 2年 減免適用なし (エコカー外)	3	台	32,800	98,400
自動車重量税計(A)					256,000
自賠責保険料	検査対象軽自動車 本土 24ヶ月契約	2	台	17,540	35,080
自賠責保険料	乗用自動車(自家用) 本土 24ヶ月契約	9	台	17,650	158,850
自動車損害賠償責任保険料計(B)					193,930
定期点検	12ヶ月点検基本料(軽自動車)	1	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5以下)	7	台		
定期点検	12ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	5	台		
定期点検	車内及び外回り洗浄	13	台		
定期点検	車両陸送	13	往復		
定期点検	代車	0	台		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料(軽自動車)	2	台		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5トン以下)	6	台		
継続検査(車検)	24ヶ月点検基本料 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄(軽自動車)	2	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1トン超1.5トン以下)	6	台		
継続検査(車検)	エンジン及び下回りスチーム洗浄 (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	台		
継続検査(車検)	下回り塗装(軽自動車) (塗料込み)	2	台		
継続検査(車検)	下回り塗装(塗料込み) (乗用自動車:車両重量1トン超1.5トン以下)	6	台		
継続検査(車検)	下回り塗装(塗料込み) (乗用自動車:車両重量1.5トン超2トン以下)	3	台		
継続検査(車検)	室内及び外回り清掃	11	台		
継続検査(車検)	車両陸送	11	往復		
継続検査(車検)	代車	0	台		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車)	2	台		
継続検査(車検)	保安確認検査料(軽自動車以外)	6	台		
継続検査(車検)	継続検査代行料	3	台		
作業料金計(C)					
(A) + (B) + (C) =					

※入札金額と一致

内訳

非課税計	(A) + (B) =	
課税対象計	(C) =	
消費税	(C) × 0.10 =	
合計		

発 注 書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官

磐城森林管理署長 佐藤 智一

令和8年 月 日付け契約の 令和8年度 いわき地区公用自動車の点検等業務（以下、「契約書」という。）について、契約条項第1条第1項に基づき、下記のとおり点検整備を申し込みます。

記

1 点検車両、内容等

点検車両、内容等は契約書別紙3「令和8年度自動車点検等委託車両及び整備内容等一覧表（いわき地区）」（以下「一覧表」という。）のNO. のとおり。

なお、次項の追加整備等に記載がある場合は、契約書第4条第1項の追加整備が必要と判断したと見なすので、ただちに、この費用にかかる見積書を提出すること。

また、提出された見積書を分任支出負担行為担当官が適正と見なした場合は、同条第2項の追加整備発注書の交付がされたものとし、提出した見積書の内容による作業を実施すること。

作業実施後において、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。

2 追加整備等

(1)

(2)

3 履行期限 令和 年 月 日

4 その他特記事項

請負者は、上記1及び2における点検等及び整備を実施した結果、この発注書の内容以外の整備を必要と判断した場合は、ただちに発注者に通知するとともに、その追加整備項目が契約書に単価の定めのない項目であるときは、当該追加整備に係る費用の見積書を速やかに提出すること。

追加整備発注書

令和 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
磐城森林管理署長 佐藤 智一

令和 年 月 日交付の発注書による点検整備において、貴社より追加整備が必要との判断の下、提出された見積書については、追加整備が必要と認められかつ価格も適正と認められるので、契約条項第4条第2項に基づき、点検整備を依頼する。

なお、本通知をもって別途の契約の締結とするので、提出した見積書の内容による作業を実施すること。作業実施後においては、検査職員の検査に合格した場合は、請求書を契約書に基づく請求書と別様にて発行すること。